

資格喪失証明書交付申請書
(令和8年3月31日退職者・転出者 事前受付専用)

組合員番号 公立阪

--	--	--	--	--	--	--

以下の項目すべてを確認し、該当する場合✓を記入してください。

該当しない項目や記入もれ等の不備がある場合、一切受付できません。所属所あてに返送となります。

- 令和8年3月31日に退職、または公立学校共済組合大阪支部から転出する。
 令和8年4月1日以降、引きつづいて公立学校共済組合大阪支部の資格を取得しない。
(再任用や講師、社保加入の非常勤等に応募中で、任用の有無が不明の方は申請できません。)
 任意継続組合員の事前申出をしていない及び事後申出もしない。
 事前受付の期間が令和8年3月16日から令和8年3月24日(必着)であることを承知している。
 受付期間内に申し出た場合で、大阪支部において資格喪失日が確認できた場合、資格喪失証明書の発送日が3月27日であることを承知している。
 退職日が令和8年3月31日から変更になった場合、組合員本人から必ず大阪支部へ連絡する。
 申請書の提出後、被扶養者の認定・取消が生じた場合、組合員本人から必ず大阪支部へ連絡する。
 「(有効期限内の)資格確認書」等※が交付されている場合、令和8年4月1日以降必ず大阪支部に返納する。

上記に相違ないことを申し立てます。

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 年 月 日

〒 一

住所(自宅)

電話

組合員氏名

(自署)

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

所属所名

所属所長名

電話番号

受付印
又は
公印

【注意事項】

- 組合員資格が引き継ぐかどうかについては、「大阪支部ホームページ→組合員資格・年金の手続き→組合員に関する手続き→退職(資格喪失)した時の手続き」を確認してください。
 - 発送日より前に送付する、速達で送付する等、個別の希望に対応することは一切できません。
 - 交付申請書の大坂支部への到着を確認したい場合は、簡易書留等で送付してください。電話での到着確認はできません。
 - 資格喪失証明書は、この申請書に記載された組合員住所に普通郵便で発送します。
- ※「(有効期限内の)資格確認書」等には以下も含みます(いずれも交付者のみ)。
「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」
「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」

【提出先】

〒 540-8571 (大阪府庁の個別番号のため住所不要)
大阪府庁 内 公立学校共済組合大阪支部 資格担当